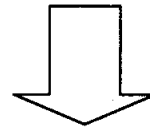


一市二制度による下水道使用料について

【一市二制度となった経緯】

現在、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について、青森地区及び浪岡地区それぞれの使用料を設定しているが、これは、各種住民サービスなど住民生活に深く関わる行政制度の調整の結果、合併後5年間、青森地区と浪岡地区で各種行政制度調整方針に基づいた行政サービスを展開することとし、いわゆる「一市二制度」として整理されているものである。



【原則】

下水道処理区域内の住民には下水道の使用が義務付けられており、下水道使用料はその使用に対する対価として徴収するものであるため、同一使用に対して使用料の差を設けることは適当ではないとされている。

【例外】

総務省の「市町村合併マニュアル（実務編）」によれば、「上・下水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、各市町村によって、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合があり、市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村における上・下水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。」とされている。

※「下水道使用料算定の基本的考え方」より（日本下水道協会発行、国土交通省都市・地域整備局下水道部監修）